

令和6年度入園申込のご案内

(1号・2号・3号認定こども用)

本案内は、津幡町内の認定こども園・地域型保育事業(小規模保育事業)の利用を希望される方に、手続きの方法や、施設の情報などを案内したものです。申請に不備等があった場合は受理、選考することができませんので、下記を必ずご確認のうえお申し込みください。

4月入園申請期間

令和5年10月18日(水)～令和5年11月8日(水)

- *電子申請は24時間可能です。
- *1号認定を希望される方は申請前に希望施設からの内定通知書が必要となります。申請期間が始まりましたら各施設にお問い合わせください。
- *申請児童が複数人いる場合でも一度に申請することが可能です。
- *申請を完了した後の申請内容の変更は、原則受け付けておりません。申請は慌てず慎重に行ってください。

電子申請のために準備するもの

- ・PCやスマートフォンなどのインターネット環境に接続できるもの
- ・保育を必要とする証明書類(「7.申込必要書類」を参照)
- ・保育料等軽減のための証明書類(「7.申込必要書類」を参照)
- ・保護者、申請児童のマイナンバー(カード等個人番号のわかるもの)
- ・申請者の身分を証明できるもの(電子署名をしない場合)

受付窓口

津幡町内の保育施設利用申請は、原則電子申請のみです。町外施設の利用を希望している、インターネット環境がないなどの特別な理由がある方は下記窓口でお手続きください。

窓口受付	健康福祉部子育て支援課保育係(津幡町役場1階16番窓口)
受付時間	月～金曜(祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分

施設見学について

希望の保育施設等を決めるときは、必ず事前に「園の保育方針・運営方針」などをご確認・ご理解のうえ、お申し込みください。入園決定後に、「園と方針が合わない」、「思っていた雰囲気と違う」などの理由で転園希望とならないよう、各保育施設へ事前連絡のうえ、入園を希望とするお子さまと一緒に見学することをお勧めします。

1. 保育所等とは

保護者が働いている、または疾病などのために、子どもを日中家庭で保育することができないとき、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業(以下、「保育所等」という。)で、毎日一定の時間、保護者に代わって保育するところ です。

町内にある認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。1号認定(幼稚園部分)の入園は、事前に希望施設にご相談のうえ入園内定後にお申し込みください。2号・3号認定(保育所部分)の申込受付や入園の決定は、津幡町が行いますが、保育料の徴収は施設で行います。

地域型保育事業は、津幡町では小規模保育事業のみとなり、認可保育所より少人数で0～2歳児の子どもの保育を行います。申込受付や入所の決定は津幡町が行いますが、保育料の徴収は施設で行います。

保育施設の種類

小学校就学前に利用できる津幡町内の施設は、次のとおりです。

施設類型	対象年齢	施設の概要
認定こども園 (以下、①～③の類型があります。)		教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親の集いの場の提供などの子育て支援も行います。
①幼保連携型	0～5歳	認可幼稚園と認可保育所の機能を備えている認定こども園
②幼稚園型	2～5歳	認可幼稚園が保育所の機能を備えている認定こども園
③保育所型	0～5歳	認可保育所が幼稚園の機能を備えている認定こども園
地域型保育事業		合同保育などの保育内容の支援や、卒園後に優先利用できる連携施設が原則設定されます。
小規模保育	0～2歳	定員6人から19人までの比較的小規模な環境で保育を行う事業

【連携施設】

地域型保育事業には、合同保育などの保育内容の支援や、卒園後に優先利用できる連携施設が、原則設定されています。

保育年齢

令和6年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。令和6年度のクラス年齢と該当する生年月日は以下のとおりです。申請の際は、下記のクラス年齢で申請してください。

令和6年度クラス年齢表			
クラス区分	生年月日	クラス区分	生年月日
5歳児	平成30年4月2日生～平成31年4月1日生 (2018年) (2019年)	2歳児	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生 (2021年) (2022年)
4歳児	平成31年4月2日生～令和2年4月1日生 (2019年) (2020年)	1歳児	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生 (2022年) (2023年)
3歳児	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生 (2020年) (2021年)	0歳児	令和5年4月2日生～ (2023年)

※小規模保育事業を利用する方は、子どもが2歳児になる年度の年度末で卒園となります。

2. 支給認定とは

保育所等及び新制度へ移行した幼稚園に入園を希望される方は、町から教育施設・保育施設を利用する資格があることを認定を受ける必要があります。この認定を「教育・保育給付認定」（以下「支給認定」という）といいます。

保育所等の入園申込書と支給認定申請書は一体となっており、まとめて手続きを行います。

3. 認定の内容

認定内容には、認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由、認定期間の4つの項目があります。

①認定区分 子どもの年齢と、利用施設による区分です。

認定区分	利用施設	利用条件	保育所	認定こども園	小規模
1号認定	教育施設利用	満3歳以上で教育を必要とする場合		●	
2号認定	保育施設利用	満3歳以上で保育を必要とする場合	●	●	
3号認定		満3歳未満で保育を必要とする場合 (2歳児は3歳の誕生日を迎えると年度途中で2号認定となります)	●	●	●

②保育必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」認定 = 最長11時間(フルタイム就労を想定した利用時間)

「保育短時間」認定 = 最長8時間(パートタイム就労を想定した利用時間)

※求職活動中の利用や利用開始後に育児休業を取得した場合は、保育短時間のみの

③保育事由、④認定期間

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量
就労	小学校就学前まで	保育標準時間：就労月120時間以上 保育短時間：就労月120時間未満
疾病・障害	診断書等の期間まで	保育標準時間又は保育短時間
介護・看護	診断書等の期間まで	保育標準時間又は保育短時間
災害復旧	必要と認められた期間まで	保育標準時間又は保育短時間
妊娠・出産	産後8週経過日の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間又は保育短時間
求職活動	求職活動開始又は入園日から3か月を経過する日が属する月の末日まで	保育短時間
育児休業	育児休業終了日が属する月末まで ※入園後に育児休業を取得した場合に限る	保育短時間
就学	卒業予定日まで	保育標準時間：就学月120時間以上 保育短時間：就学月120時間未満
虐待・DV	必要と認められた期間まで	保育標準時間又は保育短時間
その他	子育て支援課にご相談ください	町が認める時間区分

就労時間・送迎時間・その他の事情を考慮して決定します。

認定有効期間内のみ、教育・保育施設を利用することができます。

保育標準時間の対象者は、保育短時間の認定を選択することも可能です。

4. 施設の利用時間

認定された保育時間は、保育施設の開所時間の範囲内で利用できる最長の時間となります。

【利用時間のイメージ】

開所時間 7:00～19:00

基本保育時間(保育標準時間) 7:00～18:00

基本保育時間(保育短時間) 8:00～16:00 の施設の場合

	7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
保育標準時間	最長の利用時間(11時間)				延長保育
保育短時間	延長保育	最長の利用時間(8時間)			延長保育

①利用時間帯（基本保育時間）について

開所時間や利用時間帯は施設によって異なります。

②延長保育（2・3号）について

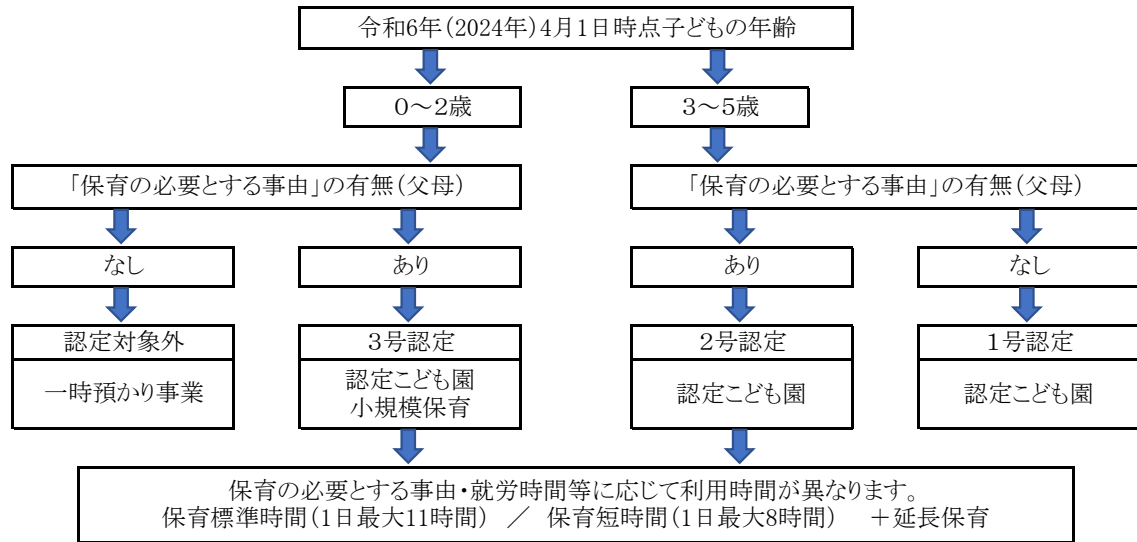
施設で定めた保育標準時間・保育短時間内におさまの送迎ができず、保育時間（各施設の基本保育時間）を超えて利用する場合は、延長保育となりますので、延長保育料が別途かかります。

③利用可能な日時について

施設を利用できる日は、原則として月曜日から土曜日となりますが、休日（日曜・祝日）に利用できる施設があります。

5. 利用可能施設・設定区分について

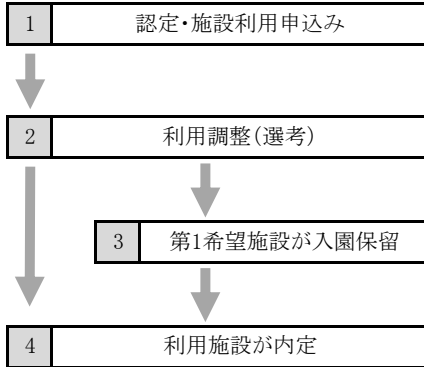
下記のフローチャートにより対象施設を必ずご確認ください



6. 利用申込みについて

①申込みから利用までの流れ

(1) 4月の入園申込み（時期は目安です）



令和5年10月18日～令和5年11月8日

通園可能な施設をお申込みください（第1希望から第5希望まで記入可能）。見学をしなくても申込みはできますが、希望施設を見学することをおすすめします。

令和5年11月

保育の必要度や施設の空き状況等により、利用調整（選考）を行います。

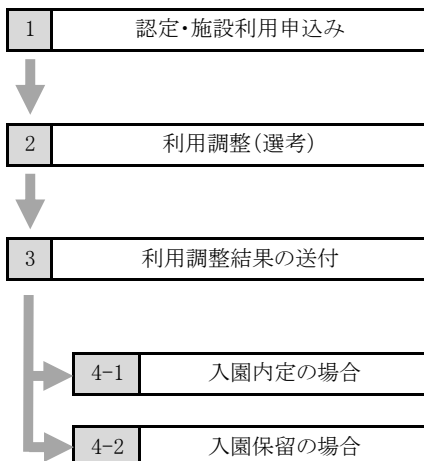
令和5年12月

第1希望施設の利用が決まらなかった方に第2希望以降の施設を町から電話でご案内いたします。

令和6年1月下旬

入園承諾書と支給認定証を送付します。

(2) 5月以降の入園申込み



通園可能な施設をお申込みください。

見学をしなくても申込みはできますが、希望施設を見学することをおすすめします。

保育の必要度や施設の空き状況等により、利用調整（選考）を行います。

利用調整の結果を郵送にてお知らせします。（入園承諾、入園保留）
選考結果に関する電話等のお問い合わせには原則お答えできません。

入園承諾書と支給認定証を送付します。

年度末までは毎月利用調整（選考）の対象となります。
※お申込みを取り下げの場合は、締切日までに届出ください。

②申し込み受付期間

(1) 4月入園の申込み

入園希望月	受付期間	入園承諾
4月	令和5年10月18日（水）～令和5年11月8日（水）	令和6年1月下旬

(2) 5月以降の入園申込み（予定）

入園希望月	受付期間	入園承諾
5月	令和6年3月1日～令和6年3月31日	令和6年4月上旬
6月	令和6年4月1日～令和6年4月30日	令和6年5月上旬
7月	令和6年5月1日～令和6年5月31日	令和6年6月上旬
8月	令和6年6月1日～令和6年6月30日	令和6年7月上旬
9月	令和6年7月1日～令和6年7月31日	令和6年8月上旬
10月	令和6年8月1日～令和6年8月31日	令和6年9月上旬
11月	令和6年9月1日～令和6年9月30日	令和6年10月上旬
12月	令和6年10月1日～令和6年10月31日	令和6年11月上旬
1月	令和6年11月1日～令和6年11月30日	令和6年12月上旬
2月	令和6年12月1日～令和6年12月31日	令和7年1月上旬
3月	令和7年1月1日～令和7年1月31日	令和7年2月上旬

※1 受入可否は町ホームページで公開し、空きのある施設・クラス年齢のみで利用調整を行います。

※2 入園を希望する施設・クラス年齢が受入れ不可の場合は、入園できません。

※3 募集スケジュールは変更になる場合があります。

③申し込み方法

原則、電子申請のみとなります。窓口や郵送での申込みはできません。

特別な事情により電子申請が困難である場合には、子育て支援課へご相談ください。

- 「マイナンバーカード」+「パソコン」+「マイナンバーカードの読み取りに対応しているICカードリーダー」をお持ちの方
 ぴったりサービスにアクセスし、申込みフォームに必要事項を入力し、必要書類を添付後、ICカードリーダーで電子署名を行い送信してください。
- 「マイナンバーカード」+「マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォン」をお持ちの方
 ぴったりサービスにアクセスし、申込みフォームに必要事項を入力し、必要書類を添付後、マイナンバーカードに電子署名を行い送信してください。
- (1)、(2)以外の方（マイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードを持っているが読み取りできる機器を持っていない方など）

ぴったりサービスにアクセスし、申込みフォームに必要事項を入力し、必要書類を添付してください。

最後に、申請者の本人確認書類(下表)を添付し、送信してください。

本人であることを確認する書類 ※申請される保護者のもの	
いずれか1点で本人確認ができる書類	いずれか2点で本人確認ができる書類
・マイナンバーカード表面	・公的医療保険の被保険者証
・運転免許証、運転経歴証明書	・私立学校教職員共済加入者証
・住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)	・国家公務員共済組合員証
・旅券(パスポート)	・地方公務員共済組合員証
・身体障害者手帳	・年金手帳
・精神障害者保健福祉手帳	・介護保険の被保険者証
・療育手帳	・特別児童扶養手当証書
・在留カード、特別永住者証明書	・児童扶養手当証書
など	など

7. 申込必要書類 ※電子申請での画像添付による提出ができます。鮮明なものをご用意ください。

①保育を必要とする理由を証明するための書類

- ・ 父母それぞれに次のいずれか1つの書類が必要となります
- ・ 就労証明書は、申込締切日から3か月以内の証明日のものをご用意ください。

★保育認定(2・3号)を希望する場合は、下記のいずれかに該当する必要があります。

保護者の状況	必要書類
①就労(月48時間以上) 基本的にすべての就労に対応、労働を常態としていること	就労証明書 個人事業主の場合、併せて開業届出書など事業を行っていることが確認できるもの
②疾病・障害 保護者の病気等(疾病や負傷、または精神、身体に障がい)を有していること	診断書(町指定の様式)及び障害者手帳等の写し等事由の証明となるもの
③介護・看護 同居親族を常時介護・看護していること	診断書及び要介護、要支援の受給資格証明の写し等事由の証明となるもの
④災害復旧 震災、水害、火災その他の災害復旧にあつていること	罹災証明書の写し
⑤妊娠・出産 妊娠中、または出産後間がないこと(産後8週間程度)	妊娠証明書の写し、または母子手帳の「出生届出済証明」欄の写し
⑥求職活動 起業準備も含む	後日、就労証明書を提出
⑦就学 職業訓練校等における職業訓練を含む	学生証の写し及び時間割等の写し
⑧虐待・DV 児童虐待やDVがある、もしくはそのおそれがあること	申告書
⑨育児休業 育児休業取得中に、既に保育を利用して子どもがいて継続利用が必要であること	就労証明書(育児休業取得期間、復職年月日が明記されたもの)
⑩その他 上記に類する状態として町が認める場合	申告書

- ※1 育児休業後に復職される方の施設利用(新規入園)は、復職月からとなります。
- ※2 育児休業を取得している場合には、保育認定での新規入園はできません(満3歳以上であれば認定こども園や幼稚園の利用は可能)。ただし、すでに保育認定を受けて施設を利用しているお子さまについては町内施設に限り継続が認められます。なお、継続利用可能期間は、生まれたお子様が2歳を迎える年度末までとなります。
- ※3 就労証明書は雇用先(会社・事業所等)に証明・発行を依頼してください。
- ※4 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合がございます。
- ※5 求職活動の方は、認定期間3か月の間に就労証明書を提出していただくと継続利用できます。
- ※6 求職活動事由で申請後、就労先が決まった場合は就労証明書を11月末日までに子育て支援課窓口追加提出していただければ、利用調整に反映が可能です。
- ※7 土曜、日曜(休日保育実施園のみ)の保育は、保育を必要とする勤務の証明がある方に限ります。
- ※8 添付書類は写真やPDF等のデータにすることで申請サイトで添付することができます。準備した添付書類はあらかじめデータ化(写真で撮っておく等)しておいてください。

②必要な方のみ提出する書類（保育料等の軽減を受けるための書類）

以下に該当する場合には、保育料、副食費について軽減が受けられる場合があります。課税状況によっては、軽減が適用にならない場合があります。

世帯の状況	添付書類
ひとり親世帯 (いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費受給者証の写し ・児童扶養手当の写し ・戸籍全部事項証明書の写し ・離婚調停中の場合は事件係属証明書、調停期日通知書のいずれかの写し など、ひとり親世帯であることが証明できるもの
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書の写し など、生活保護世帯であることが証明できるもの
在宅障がい者(児)の同居世帯 (いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・特別児童扶養手当証書の写し など、在宅障がい者(児)の同居世帯であることが証明できるもの
里親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・里親登録証明書等の写し

8. 広域入所の手続きについて

①津幡町に転入予定の方

- 申込み先 津幡町子育て支援課（HPから電子申請）
- 必要書類 「7. 申込必要書類」参照
- 注意事項
 - ・入園月の前月20日頃までに津幡町に住民票の異動が必要となります。
 - ・入園月の前月20日頃までに津幡町に住民票の異動ができない場合は、入園取り消しとなる場合がございます。
 - ・転入前の市区町村において保育所等を利用している場合は、別途手続きが必要となることがありますので、必ず転入前市区町村の保育所担当課へご確認ください。
 - ・津幡町内の住所が確定している方のみ申請できます(確定していない方の申請は無効となります)。

②町外から津幡町の保育所等への申込み（津幡町に転入せず町外から通う方）

- 申込み先 お住まいの市区町村の保育所担当課
- 必要書類 お住まいの市区町村の申込み様式一式
- 注意事項 入園期間は最長で年度末までです。翌年度も入園を希望する場合は、選考をおこなうため再度申込みをしてください。

③町外への申込み（津幡町から転出する場合）

- 申込み先 転出先市区町村の保育所担当課
- 必要書類 転出先市区町村に事前にご確認ください。
- 注意事項 津幡町子育て支援課では受付を行っておりません。

④町外への申込み（転出せず津幡町から通う方）

- 申込み先 津幡町子育て支援課（窓口）
- 必要書類 津幡町の申込み必要書類
- 注意事項
 - ・希望施設にご相談のうえ、申請期間内に子育て支援課窓口にてお申込みください。
 - ・現在、町外施設に在籍している方も、来年度の申込みが必要です。
 - ・電子申請では受付できません。窓口での申込みが必要です。

9. 申込み上の注意

①入園全般について

- 内定となった場合でも、集団保育が難しいと判断された場合には、入園の承諾ができない場合があります。
- 入園日は、入園月の1日となります。（育児休業明けの場合は、入園日は復職日がある月の1日となります）
- 申込みを取り下げの場合は、「保育施設入園申込取下届」の提出が必要となりますので速やかに子育て支援課窓口にお越しください。
- 申込み後、保育の必要性の事由や家庭状況等に変更があった場合はその都度、ご連絡をお願いします。証明書等を求める場合があります。
- 4月から転園を考えている場合、新規入園と同様に電子申請にて申込みを行ってください。ただし、4月に転園の申込みをすると現在在籍している園は3月末で退園となり、4月以降の園は新規入園の利用調整により決定することになります。希望園に入園できない場合に元の園を希望していたとしても、申込み状況により再度入園することは保証できませんのでご注意ください。
- 転園申込みの方が転園先の内定を辞退した場合には、転園元の施設には別の方が入園しますので、転園元の施設には戻らず退園となり、別の施設をご案内する可能性があります。

②ならし保育について

乳幼児は環境や生活の急激な変化に適応しにくいものです。分離不安、恐怖心、心身の疲労を和らげ、徐々に集団生活に慣らすため、ならし保育を実施しています。職場復帰等の関係で、ならし保育が難しい場合は入園施設が決定した後直接ご相談ください。

③特別な配慮が必要な可能性のあるお子さまについて

- (1) 特別な配慮が必要な可能性のあるお子さまとは、言葉や身体面で支援が必要になる可能性のあるお子さま（療育手帳や診断書の有無にかかわらず、発達がゆっくりなお子さまも含みます）、病気・障がいのあるお子さまをいいます。
- (2) ご家庭の状況とは異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育施設ではお子さまに合わせた配慮が必要となる場合があります。内定した場合でも、受入態勢が整うまで入園をお待ちいただくことがあります。
- (3) お子さまの発達について気になるところがありましたら、申込期間中にその旨を子育て支援課窓口にご相談ください。

④入園後に出産し、育児休業を取得する方

- (1) 入園後に出産し、育児休業を取得する場合、所定の期間内であれば継続入所することができますが、それ以降は復職しなければ継続入所することはできません。
- (2) 育児休業取得時に、育児休業期間を記入した就労証明書の提出と認定変更の手続きが必要となります。また、復職時にも認定変更の手続きが必要となります。

⑤育児休業から復帰する方

- (1) 復職日または就労開始日が4月中の方が4月入園の対象となり、5月1日に復帰又は就労開始の方は5月入園となりますのでご注意ください（6月以降の入園も同様）。
- (2) 育児休業中に入園の申請をされた方は復職した際、新たな就労証明書（復職年月日が明記されたもの）の提出が必要となります。
- (3) 復職せずに退職した場合は内定取消となる場合があります。（退職と同時に転職する場合を除く）

10. Q&A よくある質問について

1 入園について

- Q1 先着順で入園者を決めるのですか？
A1 2・3号認定を申請した場合、申請内容から利用調整を行い、保育の必要性の高い方から選考します。1号認定の選考方法は、施設によって異なりますので各施設にご確認ください。
- Q2 見学の申込みはどこにすればよいですか？
A2 希望施設に直接ご連絡をお願いします。
- Q3 申込みの度に就労証明書を用意しなくてはならないのですか？
A3 就労証明書の有効期間はおおむね3か月ですので、入園申込みの締切日から3か月以内に発行された証明書であればご利用いただけます。
- Q4 現在は無職ですが今後働きたいと思っています。仕事を探すために保育園を利用したい場合、保育園の申込みはできますか？
A4 可能です。ただし、入園が決定した場合、入園日から3か月以内に就職し、就労証明書を提出してください。提出がない場合は退園となります。
- Q5 10月からの申請期間後に生まれた子を翌年度4月に入園させたい場合、申込みはいつすればよいですか？
A5 出生後の申込みとなりますので、出生後に子育て支援課窓口にて申請をしてください。

2 認定について

- Q6 2号認定に該当する（保護者が働いている等）場合でも、1号認定を受けて認定こども園（幼稚園部分）に通い、預かり保育を利用することは可能ですか？
A6 可能です。預かり保育の利用は、直接施設にお申込みください。預かり保育を利用する場合、無償化の認定手続きも必要ですので、預かり保育を利用する前に、施設にご相談ください。

3 利用者負担額（保育料等）について

- Q7 保育料等を滞納した場合はどうなりますか？
A7 保育料等を滞納し、督促に応じない場合は差押等滞納処分の対象となります。納入計画（分納・児童手当からの天引き等）については、ご相談に応じておりますので、子育て支援課にお問い合わせください。
- Q8 利用者負担額（保育料等）以外にかかる費用はありますか？
A8 施設により実費徴収される場合があります。詳細は施設へ直接お問い合わせください。

12. 教育・保育給付認定が必要な施設（津幡町内）

【私立認定こども園(幼稚園型)】

対象年齢 2歳児～5歳児

施設名	定員			電話番号	所在地	開所時間			その他
	1号	2号	3号			平日	土曜日	日・祝日	
津幡とくの幼稚園	88			289-7788	渦端715-1	7:30～ 18:30	8:30～ 15:30		
	38	38	12						

【町立認定こども園(保育所型)】

対象年齢 0歳児(2か月児)～5歳児

施設名	定員			電話番号	所在地	開所時間			その他
	1号	2号	3号			平日	土曜日	日・祝日	
中条東保育園	164			289-2348	北中条6-39	7:00～19:30			体調不良児保育 病後児保育
	5	91	68						
井上保育園	200			289-3314	中橋イ55-1				
	5	93	102						
能瀬保育園	145			289-2508	領家イ5				
	5	70	70						
寺尾保育園	35			288-1033	越中坂61				
	3	23	9						

※能瀬保育園は令和7年度に民間移管予定（移管先法人 / 社会福祉法人 吉竹福祉会）

【私立認定こども園(幼保連携型)】

対象年齢 0歳児(2か月児)～5歳児

施設名	定員			電話番号	所在地	開所時間			その他
	1号	2号	3号			平日	土曜日	日・祝日	
ちいろばこども園	209			289-6841	南中条3-62	7:00～19:00			休日保育 病後児保育
	15	111	83						
住吉こども園	200			289-2336	庄口142				
	15	116	69						
さくらこども園	112			289-5050	渦端709				
	2	65	45						
実生こども園	230			289-2256	津幡口5-1				
	15	130	85						
しいのきこども園	180			288-3232	太田は157				
	10	95	75						

【小規模保育事業】

対象年齢 0歳児(6か月児)～2歳児

施設名	定員			電話番号	所在地	開所時間		その他
	1号	2号	3号			平日	土・日・祝日	
ニルスガーデン	12			208-3613	庄口114-2	8:30～16:30 延長保育なし		
			12					

* 定員数は令和5年9月時点であり、変更となる場合があります。

* 開所時間は延長保育時間を含みます。勤務時間に合わせて延長保育を利用することができます。

* 開所時間及び延長保育時間は、要望がない場合は縮小いたします。